

## 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書

長野県石油協同組合（以下「甲」という。）と国立大学法人信州大学医学部附属病院（以下「乙」という。）は災害時の石油類燃料の供給等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、長野県域で地震、豪雨等の自然現象及びその他の理由による災害が発生した場合または発生する恐れがある場合（以下、「災害時」という。）における乙が所有する車両、ドクターへり及び乙の施設に係る必要な石油類燃料供給に関し、乙の要請に基づき災害対応に必要となる車両等への給油及び非常用発電機等への石油類燃料の優先的な供給活動の実施に当たり必要な事項を定めるものとする。

### （優先供給の実施）

第2条 災害時等において、乙が甲に、石油類燃料の優先的な供給活動を要請した場合には、甲は可能な限り乙に優先的に供給するものとする。

### （供給の方法）

第3条 乙は、甲に、石油類燃料の優先的な供給の方法として次の事項を要請することができるものとする。

(1) 甲の組合員の給油所における優先給油

(2) 乙が指定した場所への優先的な燃料引き渡しによる給油

2 前項第2号により、乙が石油類燃料の運搬を要請した場合は、甲は積極的に協力するものとし、甲の指定する者が運搬するものとする。また、引き渡しにあたっては、当該引渡場所において、乙の職員が数量その他必要な事項を書面で確認の上、引取るものとする。

### （組合員への指導）

第4条 甲は、前条第1項第1号により乙から要請を受けた場合には、組合員に対し可能な範囲内において乙に石油類燃料の優先的な供給を実施するよう指導するものとする。ただし、甲は、通信の途絶等により乙が甲に事前の協力を要請できないと判断する場合には乙の要請を待つことなく乙に石油類燃料の優先的な供給を実施するよう指導するものとする。

### （経費の負担）

第5条 第3条第1項第1号により供給を受けた場合の石油類燃料の費用については、乙と供給を行った甲の組合員と、契約を締結している場合は契約単価、契約を締結していない場合は通常の商取引の例による。

2 第3条第1項第2号および第2項により供給を受けた場合の石油類燃料の費用およびその供給に要した費用については、乙が負担するものとし、その費用は甲の指定する者が提出する出荷確認書等に基づき、供給を行った甲の組合員と、契約を締結している場合は契約単価とし、契約を締結していない場合は災害時直前における適正価格を基準に、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

3 第2項に定めのないものについては、甲の負担とする。

4 乙は、第1項および第2項の費用について、甲から適正な支払い請求書を受理した日

の属する月の翌月の末日までに甲に支払うものとする。

### （損害補償）

第6条 甲および乙は、本協定に定める協力の実施に関し、故意または過失により相手方または第三者に損害を与えた場合は、自己の責任と負担においてすべてを処理するものとし、相手方に一切迷惑をかけないものとする。

### （協力体制の構築）

第7条 甲および乙は、平常時から相互の連絡体制および石油類燃料の供給等について、情報交換を定期的に行い災害等に備えるものとし本契約の実施に当たり下記事項を双方で確認した。

- (1) 平常時における乙への石油類燃料供給は乙の定める所定の手続きにより甲の組合員とすること。
- (2) 非常に、より的確に対応する事を目的として官公需適格組合である長野県石油協同組合を燃料供給の当事者とすることを妨げないこと。

### （安全管理）

第8条 本協定に定める協力の実施にあたっては、甲および乙は、相互の安全の確保に万全を期するものとする。

### （協定の有効期間）

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年1月7日までとする。ただし、有効期間が満了する日から3ヶ月前までに甲乙いずれからもそれぞれの相手方に対して文書による何らかの申し出がない場合は、有効期間を1年間延長するものとし、以降も同様とする。

### （疑義等の解決）

第10条 本協定に定めのない事項および本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ解決するものとする。

本協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和2年1月8日

甲 長野市大字高田365-1

長野県石油協同組合

理事長 高見澤 秀茂



乙 松本市旭3-1-1

国立大学法人信州大学

医学部附属病院

病院長 本田 孝行

